

新旧対照表

○養蜂振興法施行細則

新	旧
<p>(立入検査証) 第3条 (略) 2 前項の証明書の様式は、前項の規定にかかわらず、農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年農林水産省令第62号）別記様式の例によることができる。</p>	<p>(立入検査証) 第3条 (略)</p>